

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和元年8月4日、午前11時45分頃、内みのわ運動公園市民プールで発生した事故。 相手方が市民プールで遊泳中、プール底面に生じた起伏箇所に左足を強打し、左足薬指を骨折したものの。
和解の相手方	個人（君津市在住）
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、相手方の損害143,354円のうち、100,348円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和2年1月31日

令和2年2月18日提出

君津市長 石井宏子